

議案第 1 1 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 2 5 日 提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を定めるため、関係規定を改める必要がある  
ので、この規則案を提出する。



# 「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正について

## 1 改正理由

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月1日から施行された。国家公務員においては、平成31年2月1日に人事院規則が改正され、同年4月1日から施行され、北九州市においても令和元年7月1日に「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を改正し、市職員に時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等を定めているところである。

一方で、教育職員については、平成31年1月に文部科学省から、時間外勤務を命じられた時間以外の業務への対応も視野に入れて「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示された。当該ガイドラインにおいては、中央教育審議会の答申をうけて、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るとされており、同答申の「学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表」においては、令和2年4月以降に自治体において規則等で上限を規定するとされていた。

こうした中、学校現場における時間外勤務を命じられた時間のみを対象として上限を設定する規則改正を行った場合、規則で制限されない教育職員の自発的勤務時間の取扱いについては勤務時間管理の対象にはならないという誤解や、教育職員には原則として時間外勤務を命じないとされていることから勤務時間を管理するという意識が希薄化するなどの問題が生じて現場が混乱する懸念があったことから、教職員の時間外勤務時間を制限する規則改正については、教育職員の在校等時間の管理に係る規則等の整備にあわせて規定を整備することとした。

このたび、教育職員の業務量の適正な管理等について、令和2年6月議会で「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を改正し、令和2年7月から在校等時間の上限等に関する方針に係る規則を施行することにあわせ、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を規制する規則改正を行うもの。

## 2 改正内容

国及び北九州市の措置に準じ、時間外勤務を命ずる時間及び月数について、以下のとおり、上限等を設けるもの。

### (1) 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限

#### ア イ以外の職員

⇒ 月45時間以下、年360時間以下

#### イ 他律的業務の比重が高い部署として教育委員会が定める部署に勤務する職員

⇒ 月100時間未満、年720時間以下、2～6月平均で月80時間以下、月45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数は年6回以内

(2) 上限時間の特例、要因分析

ア 上限時間の特例

公務の運営に重大な支障をきたすおそれがある業務で、かつ、緊急に処理する必要があるものと教育委員会が認めるものについては、上限時間等を適用しない(災害対応など)。

イ 要因分析

上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合は、その要因の整理・分析及び検証を行う。

### 3 施行期日

令和2年7月1日

(別途制定する、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に係る「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の施行日の同日としたもの。加えて、月の中途では経過措置の設定が困難であるため、7月1日施行としたもの。)

### 4 経過措置

時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限規制について、令和2年度においては年度中途での施行(7月1日施行)となるため、以下のとおり、経過措置を設けるものとする。

① 月45時間以下、年360時間以下

⇒ 月45時間以下、年270時間以下(360時間×12月分の9月)

② 月100時間未満、年720時間以下、2～6月平均で月80時間以下、月45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数は年6月以内

⇒ 月100時間未満、年540時間以下(720時間×12月分の9月)、2～6月平均で月80時間以下、月45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数は年5回以内

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

北九州市教育委員会  
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 教育委員会は、教職員に時間外勤務（条例第8条の規定により命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務すること及び週休日に勤務することをいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる教職員以外の教職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった教職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに教職員の健康及び福祉を考慮して、教育委員会が定める期間において教育委員会が定める時間及び月数

（2） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として

教育委員会が指定するものに勤務する教職員 次のアからエまでに定める  
時間及び月数

ア 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 1 0 0 時間未満

イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、  
3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間  
外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間

エ 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数  
について 6 箇月

2 教育委員会が、特例業務（時間外勤務を命じなければ公務の運営に重大な  
支障を来すおそれがあり、かつ、緊急に処理することを要するものと教育委  
員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する教職員に  
対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要が  
ある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分  
に限る。）の規定は、適用しない。教育委員会が定める期間において特例業  
務に従事していた教職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて  
時間外勤務を命ずる必要がある場合として教育委員会が定める場合も、同様  
とする。

3 教育委員会は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を  
超えて教職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務  
を必要最小限のものとし、かつ、当該教職員の健康の確保に最大限の配慮を  
するとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定  
に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る  
要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、教職員に時間外勤務を命ずる場合における時  
間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の北九  
州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条例施行規則の規定（以下「改正後の規定」という。）の適用に  
ついては、次の表の左欄に掲げる改正後の規定中同表の中欄に掲げる字句は  
、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条の2第1項第1号 ア(イ)	4月1日	7月1日
	360時間	270時間
第8条の2第1項第1号 イ(ア)及び第2号イ	720時間	540時間
第8条の2第1項第2号 ウ	5箇月の期間	5箇月の期間(令和 2年7月以後の期間 に限る。)
第8条の2第1項第2号 エ	6箇月	5箇月



新	旧
<p><u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p><u>第8条の2 教育委員会は、教職員に時間外勤務（条例第8条の規定により命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務すること及び週休日に勤務することをいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</u></p> <p><u>ア イに掲げる教職員以外の教職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間</u></p> <p><u>（ア） 1箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について45時間</u></p> <p><u>（イ） 1年（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について360時間</u></p> <p><u>イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった教職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数</u></p> <p><u>（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</u></p> <p><u>（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに教職員の健康及び福祉を考慮して、教育委員会が定める期間において教育委員会が定める時間及び月数</u></p> <p><u>(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項</u></p>	

新	旧
<p>を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として教育委員会が指定するものに勤務する教職員 次のアからエまでに定める時間及び月数</p> <p>ア <u>1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満</u></p> <p>イ <u>1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</u></p> <p>ウ <u>1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p>エ <u>1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月</u></p> <p>2 <u>教育委員会が、特例業務（時間外勤務を命じなければ公務の運営に重大な支障を来すおそれがあり、かつ、緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する教職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた教職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として教育委員会が定める場合も、同様とする。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて教職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該教職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日</u></p>	

新	旧
<p><u>の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び 検証を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、教職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及 び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	